

資格確認書について

種別	大項目	小項目	詳細	備考
資格確認書 (マイナ保険証のない方)	交付対象者	健康保険組合が自動で発行する対象者 (申請不要)	・マイナ保険証をお持ちでない方	
			・マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れた方	
			・マイナ保険証を持っているが、マイナンバーカードの保険証利用登録の解除申請をされた方	
	交付対象者	健康保険組合が自動で発行しない対象者 (本人からの申請必要)	・マイナ保険証を持っていたが、マイナンバーカードを紛失し、再交付手続き中の方など	健康保険資格確認書交付申請書を会社経由で健康保険組合に提出してください。
			・施設に入所されている方、介護を受けている方で、受診時にマイナンバーカードを使用できない方(要配慮者)	
			その他発行する対象者	・健康保険加入時に、健康保険組合にマイナンバーの届出がない方
	交付時期	現在、健康保険証をお持ちの方	令和7年11月末までに交付します。	健康保険組合でマイナ保険証があると確認できた方には交付しません。マイナ保険証をご使用ください。
		令和6年12月以降に健康保険組合に加入される方	加入届(資格取得届や被扶養者異動届)とマイナンバーの登録が健康保険組合で完了してから約2週間で交付します。	
		マイナンバーの届出がない方	加入届(資格取得届や被扶養者異動届)を健康保険組合で受け付けてからしばらくマイナンバーの届出を待ちます。その後、マイナンバーが届かないと判断してから約1週間で交付します。	※1
有効期限	一般	令和8年11月30日まで(有効期限である令和8年11月30日までに次の資格確認書を交付します)	令和8年11月30日以降2年ごとに更新します。	
	任意継続者	法定満了日まで(任意継続は最大2年間です)		

※1 マイナンバーを健康保険組合に届出いただくまでの間使用いただく資格確認書として、有効期限が1か月の資格確認書を交付します。

その後、マイナンバーを健康保険組合に届出いただき、マイナ保険証をお持ちでない方には、通常の有効期限の資格確認書を改めて交付します。